

キャリアアップ助成金(処遇改善コース・賃金規定等共通化)支給申請チェックリスト

28.8.5

事業所名		賃金規定等共通化後6か月分の賃金(時間外手当等含む)を支給した日 (平成 年 月 日)	
		申請期間(6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月以内) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
No.	確認	提出書類	留意事項
1	<input type="checkbox"/>	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号)	申請書余白に捺印を押印してください
	<input type="checkbox"/>	3 処遇改善コース(賃金テーブル共通化(共通処遇推進制度))内訳(様式第7号(別添様式5))	用紙が不足する場合は、様式第7号(別添様式5)(継紙)に記載し添付してください。
2	<input type="checkbox"/>	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	
3	<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所届	支払先口座未登録の場合、及び、住所地・事業主名等変更の場合
4	<input type="checkbox"/>	確認を受けたキャリアアップ計画書(写)	計画を変更している場合、キャリアアップ計画書(変更届)の(写)も必要となります。
5	<input type="checkbox"/>	賃金規定等が規定されている労働協約(写)または就業規則(写)	
6	<input type="checkbox"/>	賃金規定等が規定される前の労働協約(写)または就業規則(写)	常時10人未満の労働者を使用する事業主が、賃金規定等を規定する前の労働協約または就業規則を作成していなかった場合はその旨を記載した申立書
7	<input type="checkbox"/>	当該適用事業所の有期契約労働者等と正規雇用労働者が賃金規定等の適用を受けていることを証明する労働者名簿(写)	労働者ごとに賃金規定等の区分を示しているもの
8	<input type="checkbox"/>	対象となる全ての有期雇用労働者等、及び当該賃金規定等の適用を受ける正規雇用労働者のうち、各区分1人の適用前、及び適用後の雇用契約書等(写)	
9	<input type="checkbox"/>	対象となる全ての有期雇用労働者等、及び当該賃金規定等の適用を受ける正規雇用労働者のうち、各区分1人の適用前及び適用後の賃金台帳等(写)	賃金規定等適用前の3か月分及び賃金規定等適用後6か月分(賃金規定等適用後の賃金の算定となる初日の前日から3か月前の日までの賃金及び賃金テーブル等適用後の賃金の算定となる初日から6か月経過する日までの賃金に係る分)
10	<input type="checkbox"/>	対象となる全ての有期雇用労働者等、及び当該賃金規定等の適用を受ける正規雇用労働者のうち、各区分1人の適用前及び適用後の出勤簿等(写)	賃金規定等適用前の3か月分及び賃金規定等適用後6か月分(賃金規定等適用後の賃金の算定となる初日の前日から3か月前の日までの賃金及び賃金テーブル等適用後の賃金の算定となる初日から6か月経過する日までの賃金に係る分)
11	<input type="checkbox"/>	【中小企業事業主である場合】①または②のどちらかをご提出下さい ①登記事項証明書(写)、資本の額又は出資の総額を記載した書類(写) ②事業所確認表(様式第8号)	①または②の一方で確認できない場合、双方の提出を求める場合があります。
※	<input type="checkbox"/>	支給申請チェックリスト	確認済みのこのチェックリストも添付してください

※ 支給申請に係る注意点は以下のとおりです。

- ・ 支給申請期間を経過した場合は支給申請を受理することはできません(1日でも不可です)。
- ・ 上記表中の提出書類の「(写)」となっている書類は、原本をコピーの上、A4サイズで提出願います。

福岡労働局受理印

※ 助成金に係るお問い合わせは、下記をお願いします。

福岡労働局 福岡助成金センター	(担当)
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-1-1 福岡合同庁舎本館1階	
TEL (092) 411-4701 FAX (092) 411-4703	